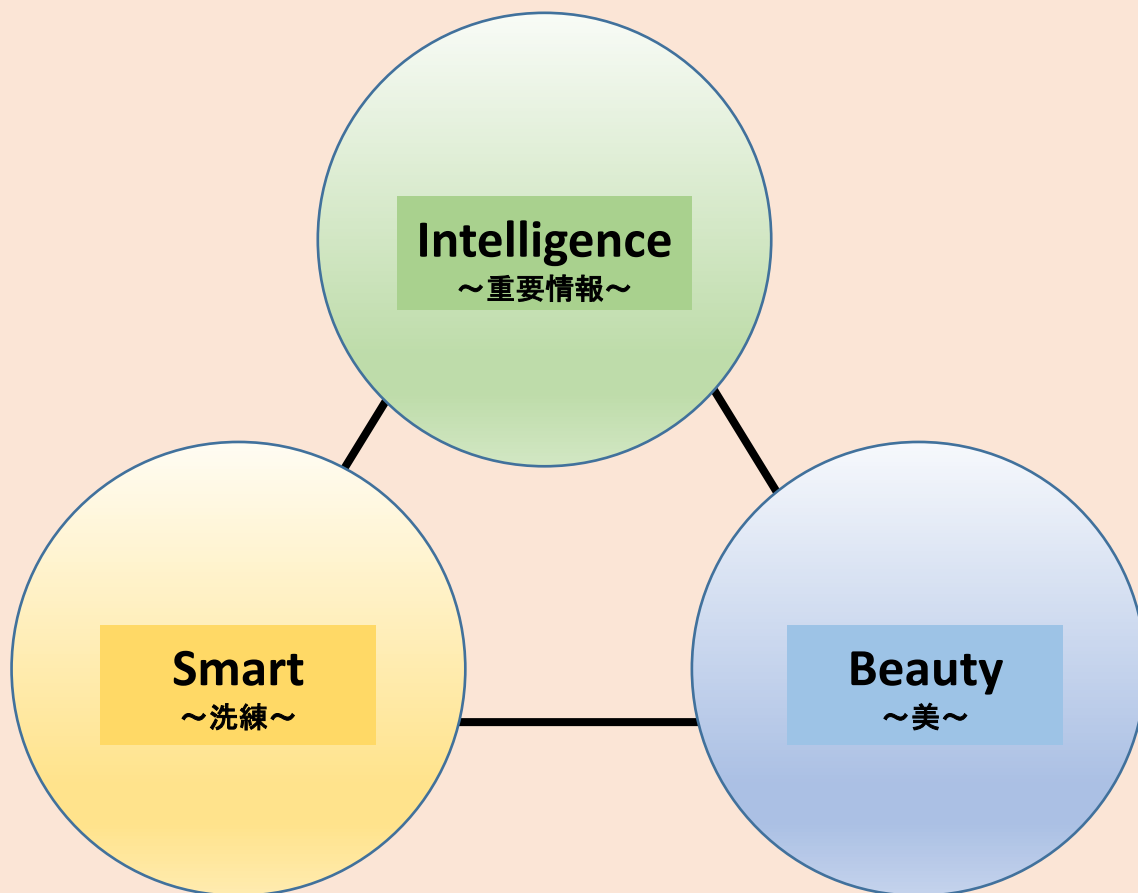


グループ通算制度の概要 (導入編)



令和3年10月7日(木)
自13時00分
至14時50分

税理士 森高 厚胤

本日のメニュー

- 今回のセミナーでは、グループ通算制度の中でも特徴的な項目について、基本的な考え方とともに、財務省や国税庁などが公表している資料からわかる実務上のポイントを解説いたします。

第一部

- I グループ通算制度に関する情報
- II 連結納税制度の見直しの概要
- III グループ通算制度の手続き等
- IV グループ通算制度の所得・税額の計算

第二部

- I 損益通算(法64の5①～④)
- II 損益通算(計算例)
- III 損益通算のポイント
- IV 損益通算の遮断措置(法64の5⑤)
- V 損益通算の全体再計算(法64の5⑥)

第三部

- I 欠損金の切捨て(法57⑥⑧⑨)
- II 欠損金の切捨てのポイント(法基通2-14等)
- III 欠損金の通算のポイント
- IV 欠損金の通算(計算例)(法64の7)

第四部

- I 離脱に伴う投資簿価修正(I)(II)
- II 単体納税制度に影響のある改正
- III 受取配当等の遮断措置
- IV 修更正の遮断措置(イメージ)
- V 最後に

グループ通算制度に関する情報

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

ENHANCED BY Google

本文へ English 文字拡大・読み上げ 利用者別に調べる サイトマップ

ホーム 税の情報・手続・用紙 刊行物等 法令等 お知らせ 国税庁について

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 法人税 / **グループ通算制度**

グループ通算制度について

▶ 令和2年度税制改正において、連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされ、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用することとされました。

▶ このサイトでは、グループ通算制度に関する情報を随時掲載していく予定です。

グループ通算制度に関する各種情報

グループ通算制度とは グループ通算制度の概要等は、こちらからご覧いただけます。	Q&A グループ通算制度に関するQ&Aは、こちらからご覧いただけます。	通達 通達はこちらからご覧いただけます。
様式等 グループ通算制度に関する様式等は、こちらからご覧いただけます。	その他 その他の情報は、こちらからご覧いただけます。	

関連リンク

- 財務省ホームページ 財務省ホームページの税制に関するページへ移動します。
- 政府税制調査会 内閣府ホームページの税制調査会に関するページへ移動します。

このページの先頭へ

令和3年9月16日現在

ホーム / 税の情報・手続・用紙 / 税について調べる / 税目別情報 / 法人税 / グループ通算制度

[国税庁]

- ・令和2年9月30日付「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について(法令解釈通達)」
- ・令和2年9月30日付課法2-33ほか2課共同「グループ通算制度に関する取扱通達の制定について」(法令解釈通達)の趣旨説明
- ・グループ通算制度の概要(令和2年4月)
- ・グループ通算制度に関するQ&A(令和2年6月)(令和2年8月、令和3年6月改訂)

[財務省]

- ・令和2年度 税制改正の解説「連結納税制度の見直しに関する法人税法等の改正」
- ・令和3年度 税制改正の解説

[政府税制調査会]

- ・令和元年8月27日 連結納税制度に関する専門家会合「連結納税制度の見直しについて」
- ・参考資料「連結納税制度の見直しについて」

連結納税制度の見直しの概要

目的

➤ 事務負担の軽減(制度の簡素化)

後発的に修正申告又は更正・決定の事由が生じた場合の納税者又は課税庁の事務負担が過重になっている。

※ 損益通算の遮断措置

➤ 組織再編税制との整合性

連結納税制度と組織再編税制とでは様々な違いがあり、課税の中立性が損なわれている面がある。

※ 時価評価課税及び欠損金の切捨て

グループ通算制度の手続き等

➤ 連結納税制度適用なし

親法人の適用を受けようとする最初の事業年度開始の日の**3月前までに申請**を行い、国税庁長官の承認

➤ 連結納税制度適用あり

連結法人から通算法人へ**自動的に移行**

(連結納税制度・グループ通算制度の不適用)

令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の**前日までに**「グループ通算制度へ移行しない旨の届出書」の提出

グループ通算制度の所得・税額の計算

➤ グループ法人税制によりグループ全体を考慮

- 受取配当等の益金不算入[P220]
- 寄附金の損金不算入[P232]

➤ グループ通算制度特有の計算

- 中小法人の判定[P158]
- 外国子会社配当益金不算入[P272]
- 外国税額控除[P250]
- 研究開発税制[P202]

など

損益通算(法64の5①～④)～グループ内での法人間の損失の共同利用～

制度の概要

《通算対象欠損金額の損金算入》

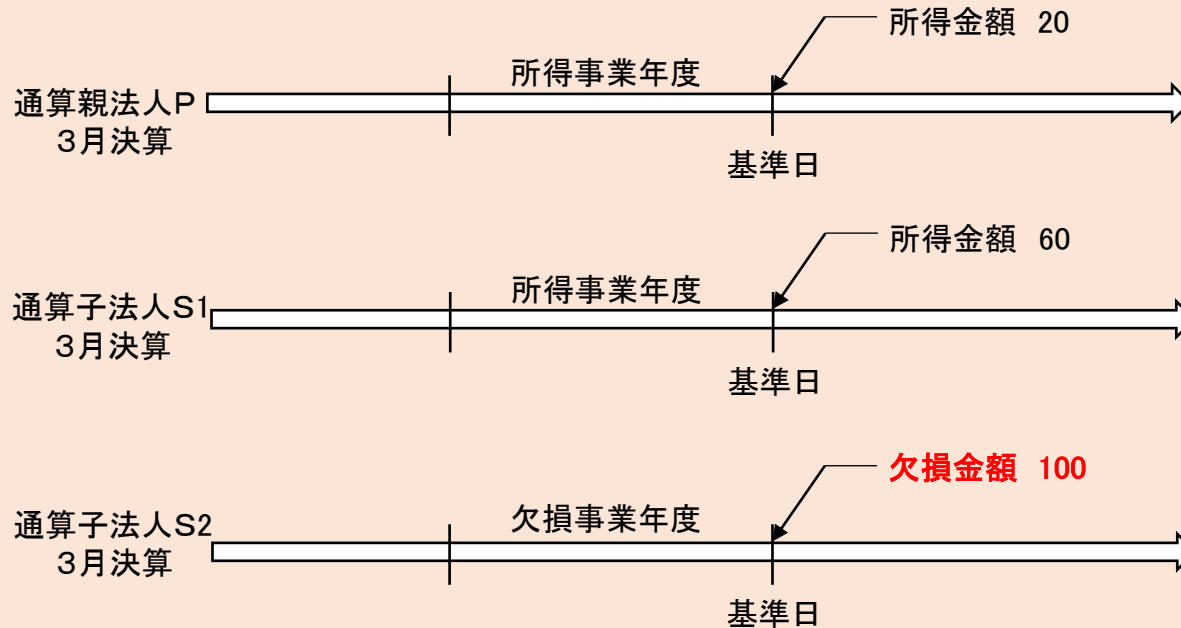
通算法人の**所得事業年度**終了の日(基準日)において、その通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の基準日に終了する事業年度において**通算前欠損金額**が生ずる場合には、その通算法人の**所得事業年度**の**通算対象欠損金額**は、**損金の額**に算入する。

通算対象欠損金額とは、次の算式で計算した金額をいいます。

$$\begin{array}{l}
 \text{i) 他の通算法人の基準日} \\
 \text{に終了する事業年度に} \\
 \text{おいて生ずる**通算前欠**} \\
 \text{損金の合計額} \\
 \text{(その合計額がiiiの金額を} \\
 \text{超える場合にはiiiの金額)} \\
 \times \\
 \begin{array}{l}
 \text{ii) 通算法人の**所得事業年度**} \\
 \text{の**通算前所得金額**} \\
 \hline
 \text{iii) 通算法人の**所得事業年度**} \\
 \text{及び他の通算法人の基準} \\
 \text{日に終了する事業年度の} \\
 \text{通算前所得金額の合計額}
 \end{array}
 \end{array}$$

損益通算（法64の5①～④）～計算例～

損益通算のイメージ（所得<欠損の場合）



《通算親法人Pの場合》

$$\begin{array}{l} \text{通算前欠損金額} \\ \text{の合計額} \\ (80) \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{Pの通算前所得金額} \\ (20) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{通算前所得金額の} \\ \text{合計額 (20+60)} \end{array}}$$

= (通算対象欠損金額)
⇒ 損金算入額 (20)

《通算子法人S1の場合》

$$\begin{array}{l} \text{通算前欠損金額} \\ \text{の合計額} \\ (80) \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{S1の通算前所得金額} \\ (60) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{通算前所得金額の} \\ \text{合計額 (20+60)} \end{array}}$$

= (通算対象欠損金額)
⇒ 損金算入額 (60)

《通算子法人S2の場合》

$$\begin{array}{l} \text{通算前所得金額} \\ \text{の合計額} \\ (20+60) \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{S2の通算前欠損金額} \\ (100) \end{array}}{\begin{array}{l} \text{通算前欠損金額の} \\ \text{合計額 (100)} \end{array}}$$

= (通算対象所得金額)
⇒ 益金算入額 (80)

損益通算のポイント

- 通算グループから中途離脱した通算法人についての損益通算の適用(法基通2-20)

中途離脱した通算法人のその離脱日の前日に終了する事業年度については、損益通算できない。

- 期限内申告書を提出しなかった法人に係る損益通算の取扱い(法基通2-21)

期限内申告書を提出しなかった通算法人の通算前所得金額(又は欠損金額)を零として損益通算する。

期限内申告書を提出しなかった法人に係る損益通算の取扱い(法基通2-21)

法人税法64条の5(損益通算)

5 第1項又は第3項の規定を適用する場合において、第1項の通算法人の所得事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度又は第3項の通算法人の欠損事業年度若しくは同項に規定する他の通算法人の同項に規定する基準日に終了する事業年度(「通算事業年度」)の通算前所得金額又は通算前欠損金額が当該通算事業年度の**第74条第1項(確定申告)の規定による申告書**に添付された書類に通算前所得金額又は通算前欠損金額として記載された金額(「当初申告通算前所得金額」又は「当初申告通算前欠損金額」)と異なるときは、当初申告通算前所得金額を通算前所得金額と、当初申告通算前欠損金額を通算前欠損金額と、それぞれみなす。

法人税法64条の7(欠損金の通算)

10 第1項の規定は、同項の通算法人が適用事業年度の**第74条第1項の規定による申告書**を提出した場合に限り、適用する。ただし、第8項(第2号に係る部分に限る。)の規定により第4項から第7項までの規定が適用されない場合は、この限りでない。

損益通算の遮断措置（法64の5⑤）

（概要）

通算法人の期限内申告における通算前所得金額又は通算前欠損金額の計算に誤りがあった場合においても、損益通算を適用した損金算入額又は益金算入額の再計算を行う必要はありません（**損益通算の固定化**）。

損金算入額又は益金算入額を固定化したまま、修正が生じた法人のみが、通算前所得金額又は通算前欠損金額を正当額に変更して修正を行います。

損益通算を行った通算グループ

当初申告	通算親法人 P	通算子法人 S1	通算子法人 S2
通算前所得金額	30	90	—
通算前欠損金額	—	—	100
損金算入額 又は 益金算入額	△25	△75	+100
【損益通算】 通算後の所得金額	5	15	0

正当額30
(欠損金額70過大)

固定

✕ 損金算入額又は益金算入額について再計算はしない ✕

例えば、通算親法人Pの損金算入額について、

$$\Delta 30 (\text{修正後の金額}) \times \frac{(30)}{(30+90)} = \Delta 7.5$$

との再計算はしない。通算子法人S1とS2についても同じ。

再計算後の 所得金額	30-25 =5	90-75 =15	△30+100 =70
---------------	-------------	--------------	------------------------

損益通算の全体再計算（法64の5⑥）

（当初申告）

	通算親法人 P	通算子法人 S1	通算子法人 S2
通算前 所得金額	20	60	—
通算前 欠損金額	—	正当額70 (所得金額10増加)	100
損金算入額 又は 益金算入額	△20	△60	+80
【損益通算】 通算後の 所得金額	0	0	△20

固定

（遮断措置適用後の再計算）

所得金額	0	$70 - 60 = 10$	△20
------	---	----------------	-----

遮断措置を行った場合、通算子法人S1において再計算後に所得10が発生することとなり、通算子法人S2の欠損金額を活用することができないといった**不合理な結果**をもたらす。

（全体再計算の要件）

- イ **通算事業年度の全ての通算法人**について、所得の金額（損益通算後の金額）が零又は欠損金額であること。
- ロ **通算事業年度のいずれかの通算法人**について、通算前所得金額が実際より過少、又は通算前欠損金額が実際より過大であること。
- ハ **通算事業年度のいずれかの通算法人**について、一定の規定を適用しないものとして計算した場合におけるその通算事業年度の所得の金額が零を超えること。

損金算入額又は益金算入額の再計算をすると？

通算親法人P	$\Delta 90(\text{分母限度}) \times 20 / (20 + 70) = \Delta 20$
通算子法人S1	$\Delta 90(\text{分母限度}) \times 70 / (20 + 70) = \Delta 70$
通算子法人S2	$(20 + 70) \times 100 / 100 = 90$

（全体再計算後の所得金額）

所得金額	0	$70 - 70 = 0$	$\Delta 100 + 90 = \Delta 10$
------	---	---------------	-------------------------------

欠損金の切捨て～適用開始・加入時の欠損金の持込制限～

- **時価評価法人の通算開始・加入前の欠損金額の切捨て(法57⑥) [P79]**
- **共同事業性がない場合の欠損金額の切捨て(法57⑧) [P80]**
 - ※「事業関連性」、「新たな事業の開始」
- **青色承認取消により承認の効力を失う場合の欠損金額の切捨て(法57⑨) [P82]**

※ 時価評価除外法人が、通算承認日の5年前の日から他の通算法人との間に支配関係がある場合には、通算制度開始前の欠損金額の切捨てはない。

「共同事業性がない場合の欠損金額の切捨て」のポイント

- 完全支配関係グループが通算グループに加入する場合のいずれかの主要な事業の意義（法基通2-14）

完全支配関係グループが通算グループに加入する場合の「いずれかの主要な事業」とは、完全支配関係グループ内において主要な事業をいう。

※複数ある場合の事業関連性要件の判定

- 新たな事業の開始の意義（法基通2-15）

通算法人が当該通算法人において既に行っている事業とは異なる事業を開始したことをいう。

10年内事業年度ごとの欠損金の損金算入額

= 特定欠損金額の損金算入額 + 非特定欠損金額の損金算入額

i 特定欠損金額[P100]

その通算法人の欠損金額とされ、他の通算法人との配分は行われない。
したがって、その通算法人の所得金額から控除されるのみとなる。

ii 特定損金算入限度額[P95]

特定損金算入限度額がその通算法人の損金算入限度額を上回っても、特定損金算入限度額までが損金に算入されることになる(法基通2-26)

iii 非特定欠損金額[P96]

非特定欠損金額配賦額が非特定欠損金額となる。

iv 非特定欠損金配賦額の計算[P97]

分母の「各通算法人の適用事業年度に係る損金算入限度額の合計額」が零の場合には配賦計算は行われず、通算法人の特定欠損金額以外の欠損金額がそのまま、その通算法人の非特定欠損金となる。

欠損金の通算（法64の7）～計算例（4-1）～

[本P92～]

グループ通算制度に関するQ & A「問54」（国税庁HPより）

[P102]

《前提》

			P社	S1社	S2社	合計
当期	所得金額	①	220	80	180	480
前期	欠損金額	②	150	120	300	570
	特定欠損金額	③	0	50	0	50
	特定欠損金額以外の欠損金額	④	150	70	300	520

			P社	S1社	S2社	合計
損金算入限度額 (所得(上記①)×50%)		⑤	110	40	90	240

ii

グループ通算制度に関するQ & A「問54」（国税庁HPより）

特定欠損金額の損金算入額の計算 [P95]

		P社	S1社	S2社	合計
特定損金算入限度額 ※計算式 (⑦×⑧/⑨) ※⑧の金額が⑨の金額に占める割合が1を超える場合には、その割合を1とする。	⑥	—	ii 50	—	50
特定欠損金額 (上記③)	⑦	—	50	—	50
各通算法人の適用事業年度に係る損金算入限度額の合計額 (上記⑤の合計)	⑧	i 240			
各通算法人の10年内事業年度に係る特定欠損金額の合計額 (上記③の合計)	⑨	50			
		P社	S1社	S2社	合計
特定欠損金額の損金算入額 (③と⑥のいずれか小さい方)	⑩	—	50	—	50

欠損金の通算（法64の7）～計算例（4-3）～

グループ通算制度に関するQ & A「問54」（国税庁HPより）

非特定欠損金額の損金算入額の計算 [P96]

【 I 各通算法人の非特定欠損金額の計算 [P96]】

		P社	S1社	S2社	合計
特定欠損金額以外の欠損金額 (4)	⑪	150	70	300	iv 520
特定欠損金額控除後の損金算入限度額 (5-10)	⑫	110	0	90	200
非特定欠損金配賦額 (⑪計 × ⑫/⑫計)	⑬	iii 286	0	iii 234	520
被配賦欠損金額 (⑬-⑪)	⑭	136	—	—	136
配賦欠損金額 (⑪-⑬)	⑮	—	70	66	136
非特定欠損金額 (⑪+⑭-⑮)	⑯	286	0	234	520

欠損金の通算（法64の7）～計算例（4-4）～

[本 P 97]

グループ通算制度に関するQ & A「問54」（国税庁HPより）

【Ⅱ 各通算法人の非特定欠損金額の損金算入額の計算】

		P社	S1社	S2社	合計
非特定欠損金額 (⑬)	⑰	286	0	234	520
非特定損金算入割合 (⑤計-⑩計)/⑰計	⑱	$(240 - 50) / 520 = 190 / 520$			
非特定損金算入限度額 (⑰ × ⑱)	⑲	104	0	86	190

		P社	S1社	S2社	合計
非特定欠損金額の損金算入額 (⑰と⑲のいずれか小さい方)	⑳	104	0	86	190

10年内事業年度ごとの欠損金の損金算入額 [P98]

		P社	S1社	S2社	合計
欠損金額の損金算入額 (⑩ + ⑳)	㉑	104	50	86	240

離脱に伴う投資簿価修正 (I)

- I) P 社は S 社の純資産 50 に相当する額で S 社株式を 100 株取得 (簿価 50)
 II) S 社は含み損のある資産を譲渡し、譲渡損 20 を計上 (税務上の欠損金発生。)
 III) P 社は S 社株式を 50 で売却

《単体納税》

P の処理 (S 株の譲渡)

$$\text{売却額} - \text{S 株式の簿価} \\ = 50 - 50 = 0 \text{ (譲渡損益なし)}$$

《連結納税》

P の処理 (投資簿価修正)

$$\text{利益積立金額 } 20 / \text{ S 株 } 20$$

※ S の譲渡損 (利益積立金額の減少分) を調整

S 株の譲渡

$$\text{売却額} - \text{S 株式の簿価} \\ = 50 - (50 - 20 \times) = 20 \text{ (譲渡益)}$$

※ 個別利益積立金額の増減

《グループ通算制度》

P の処理 (投資簿価修正)

$$\text{利益積立金額 } 20 / \text{ S 株 } 20 \times$$

※ 当初簿価 - 簿価純資産価額

$$= 50 - 30 = 20 \text{ (簿価純資産超過額)}$$

簿価純資産超過額に対応する分だけ利益積立金額が減少

$$\text{簿価純資産価額} = (50 - 20) \times (100 / 100) = 30$$

P の処理 (S 株の譲渡)

$$\text{売却額} - \text{S 株式の簿価} \\ = 50 - (50 - 20 \times) = 20 \text{ (譲渡益)}$$

※ 投資簿価修正

離脱に伴う投資簿価修正（Ⅱ）

- I) P社はS社の純資産50に**プレミアム50**を上乗せして100で、S社株式を100株取得（簿価100）
 II) S社は含み損のある資産を譲渡し、譲渡損20を計上（税務上の欠損金発生。）
 III) P社はS社株式を50で売却

《単体納税》

Pの処理(S株の譲渡)

$$\text{売却額} - \text{S株式の簿価} \\ = 50 - 100 = \mathbf{50} \text{ (譲渡損)}$$

《連結納税》

Pの処理(投資簿価修正)

$$\text{利益積立金額 } 20 / \text{ S株 } 20$$

※Sの譲渡損(利益積立金額の減少分)を調整

S株の譲渡

$$\text{売却額} - \text{S株式の簿価} \\ = 50 - (100 - 20 \times) = \mathbf{30} \text{ (譲渡損)}$$

※個別利益積立金額の増減

《グループ通算制度》

Pの処理(投資簿価修正)

$$\text{利益積立金額 } 70 / \text{ S株 } 70 \times$$

※ 当初簿価 - 簿価純資産価額

$$= 100 - 30 = 70 \text{ (簿価純資産超過額)}$$

簿価純資産超過額に対応する分だけ利益積立金額が減少

$$\text{簿価純資産価額} = (50 - 20) \times (100 / 100) = 30$$

Pの処理(S株の譲渡)

$$\text{売却額} - \text{S株式の簿価} \\ = 50 - (100 - 70 \times) = \mathbf{20} \text{ (譲渡益)}$$

※ 投資簿価修正

単体納税制度に影響のある改正

[本P 220~]

➤ 受取配当等の益金不算入[P227]

株主等の区分判定の見直し

➤ 寄附金の損金不算入[P233]

資本金基準の見直し

➤ 貸倒引当金[P237]

貸倒引当金の対象範囲

➤ 資産の譲渡に係る特別控除額の特例[P243]

定額控除限度額(5,000万円)の判定

受取配当等の遮断措置～固定箇所～に注意！～

	通算親法人P	通算子法人S1	通算子法人S2	合計
① 配当等の額	1,000	600	400	2,000
② ①×4%	40	24	16	80(注3)
③ 支払利子合計額	当初申告:300 修正申告:400(+100)	100	100	当初申告:500 修正申告:600(+100)
④ 支払利子配賦額 [当初申告の③の合計額×(当初申告の①/当初申告の①の合計額)]	{500×(1,000/2,000)} =250 (注1)	{500×(600/2,000)} =150 (注1)	{500×(400/2,000)} =100 (注1)	500
⑤ {③+(④-当初申告の③)}×10% (支払利子合計額)×10%	④-当初申告の③ =250-300=△50(注1) 当初申告:(300+△50)×10% =25 修正申告:(400+△50)×10% =35(注2)	④-当初申告の③ =150-100=50 (100+50)×10% =15	④-当初申告の③ =100-100=0 (100+0)×10% =10	当初申告:50 修正申告:60 (注3)
⑥ ⑤を配当等の額から控除できるかどうか (当初申告の②≥当初申告の⑤に該当するかどうか)の判定	該当 (40≥25)	該当 (24≥15)	該当 (16≥10)	
⑦ 配当等の額から控除する金額 (⑥が該当の場合は⑤、それ以外の場合は②)	当初申告:25 修正申告:35(注2)	15	10	当初申告:50 修正申告:60(+10)
⑧ 益金不算入額(①-⑦)	当初申告:975(1,000-25) 修正申告:965(1,000-35)	585 (600-15)	390 (400-10)	当初申告:1,950 修正申告:1,940

※ 留意事項

(※ 1)

支払利子配賦額 (P : 250 S 1 : 150 S 2 : 100) 及び P の支払利子合計額から控除していた金額50は当初申告における金額に固定されることとなります。

(※ 2)

修正申告により増加した P の支払利子100 は通算グループ内で配賦せず、P の支払利子として P の配当等の額から控除する利子の額の計算をすることとなります。

(※ 3)

⑤の合計の当初申告の金額 (50) 及び修正申告の金額 (60) が②の合計 (80) の金額を超えていないため、P226の I 及び II の場合に該当せず、遮断措置が適用されません。

修正の遮断措置(2-1)～異なる遮断の方法に注意！～

グループ調整計算をする項目

遮断の方法によるグルーピング

I 損益通算(法64の5)

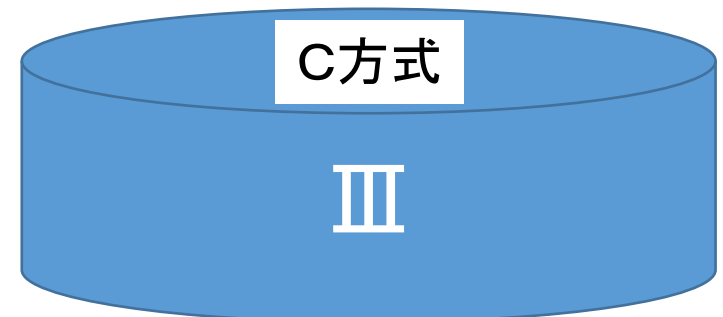
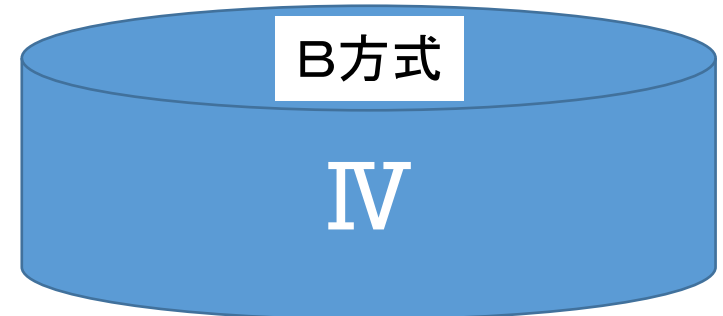
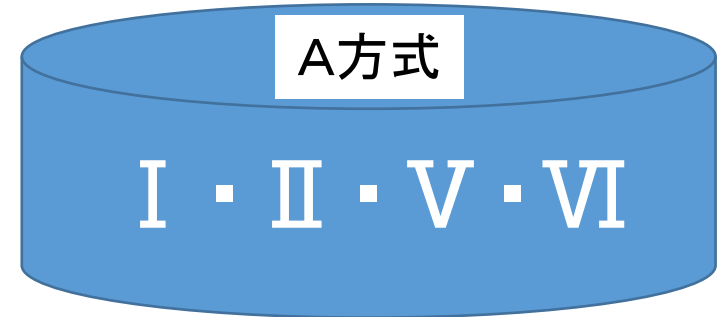
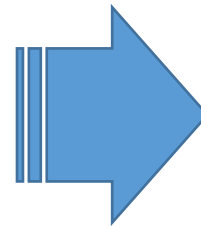
II 欠損金の通算(法64の7)

III 外国税額控除(法69)

IV 研究開発税制(措法42の4)

V 法人税率(法66)
(軽減税率の適用対象所得金額)

VI 受取配当等
の益金不算入(法23、法令19)



修正の遮断措置(2-2)～異なる遮断の方法に注意！～

A方式グループ

修正対象法人も含めて通算グループ内の全ての法人において当初申告額で固定。
修正対象法人においては、対象項目(例えば、損益通算による損金算入額又は益金算入額。)を固定したまま、所得金額又は欠損金額を変更して、修正を行う。

例) 損益通算、欠損金の通算、軽減税率、受取配当

B方式グループ

通算グループ内の他の通算法人(修正対象法人以外)では、当初申告額で固定。
修正対象法人においては、税額控除可能額をグループ全体で再計算を行い、その結果、税額控除額の減少、又は法人税額への加算などの調整を行う。

例) 研究開発税制

C方式グループ

当初申告に誤りがあった場合、通算グループ全体で再計算を行い、当初申告額との差額は進行事業年度の法人税額に加算又は、法人税額から控除することとなる。

例) 外国税額控除

最後に

・気になるポイントなど

プロフィール

経 歴 : 中央大学経済学部卒
 東京国税局課税第一部審理課(不服申立担当・組織再編/子会社支援)、東京国税不服審
 判所(法規審査部門)、国税庁審理室(法人税担当・訴訟/争訟担当)を経て、現在税理士

主な執筆書: 「問答式 土地建物等の譲渡をめぐる税務」(平成26年版)(大蔵財務協会)
 「連結納税基本通達逐条解説(二訂版)」(平成25年)(税務研究会出版局)
 [以上、共同執筆]

森高 厚胤 / Atsutane Moritaka (税理士)

森高厚胤税理士事務所 所長(2020年8月開業)

プロフィール

- 経歴 : 中央大学経済学部卒
国税庁法人課税課連結PT、東京国税局課税第一部審理課(不服申立担当・組織再編/子会社支援)、東京国税不服審判所(法規審査部門)、国税庁審理室(法人税担当・訴訟/争訟担当)を経て、現在税理士
- 専門分野 : 組織再編税制や企業再生関連税制を中心とした法人税関係
- 主な実績 : 文書回答(平成21年1月29日)
三社合併における適格判定について(照会)
- 文書回答(平成21年11月6日)
株式会社企業再生支援機構が買収決定等を行った債権の債務者に係る事業再生計画に基づき債権放棄等が行われた場合の税務上の取扱いについて(照会)
※国税庁HPに掲載。
- 主な執筆書 : 「問答式 土地建物等の譲渡をめぐる税務」(平成26年版)(大蔵財務協会)
「連結納税基本通達逐条解説(二訂版)」(平成25年)(税務研究会出版局)
[以上、共同執筆]